

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課「国民の声」担当 御中

関西電力株式会社および九州電力株式会社の電気料金値上げ認可申請に係る
「国民の声」の募集について

[氏名]	全国消費者団体連絡会
[住所]	〒102-0085 千代田区六番町 15 プラザエフ 6階
[電話番号]	03-5216-6024
[FAX 番号]	03-5216-6036
[E-mail]	webmaster@shodanren.gr.jp
意見	
【全体を通じて】 <意見内容> 暮らしに必要な電気の購入先を私たちは自由に選ぶことができません。事業者による一方的な値上げは許されるものではなく、一般の消費者が理解可能な形で、十分な透明性と納得性を以て検討される必要があると考えます。 <理由> 電気料金の値上げは、家庭の電気代の負担増に止まらず、生活必需品価格への転嫁、国内企業の経済活動と雇用・所得への影響などを通じて、国民生活に大きな影響を与えるものです。それにも関わらず、電力会社の経営は地域独占となっており、私たち消費者は電力会社を選ぶことができません。このような電気料金の特性を考えると、事業者による一方的な値上げは許されるものではありません。規制部門についての値上げは認可制となっていますが、総括原価方式により収益を確保するために消費者へ過剰な価格転嫁がなされていないかの監視が必要です。一般の消費者が理解可能な形で、十分な透明性と納得性を以て検討される必要があります。	
【需要想定】 <意見内容> 電力需要のピークが高いことが、燃料と設備の両面で高コスト要因になっていると思われます。ピークシフトに向けたこれまでの対策とその効果について、自由化部門も含めて検証し、更なる行動計画をお示しください。その計画をふまえ必要なコストの見直しを行ってください。 <理由> ピークシフトは高価格燃料の節約と中期的には設備の節約につながる有効な対策だと考えられます。自由化部門、規制部門（又は用途別）それぞれについて、ピークシフトを進めるためのこれまでの方策（随時調整契約やデマンドレスポンス、料金プランの設定や優遇制度等、またその広報）の結果評価と、更なる行動計画の策定が期待されます。	
【燃料費（メリットオーダー）】 <意見内容> 電源の稼働や他社からの購入において、メリットオーダー（経済性）が徹底されているかどうか確認できる情報公開を求めます。あわせて、コストパフォーマンスの向上に向けた行動計画をお示しください。また、今後の事後評価が可能となる情報提供の仕組みを作ってください。 <理由> 電気事業法第 19 条にあるように、電気料金は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が求められます。燃料コストが重くなる中で、なおさら電力供給に係るコストパフォーマンスの追求とその努力の見える化が求められることは言う	

までもありません。安定供給を確保するためにやむを得ないロスは当然あるとしても、公共料金として負担する以上、ロスの管理と消費者への見える化は必要です。

そのロスが許容できる範囲なのかどうかの検討と、ロスを削減していく行動計画、また、今後に向けて、その事後評価が可能となる仕組みづくりが期待されます。

【燃料費（火力燃料の購入価格）】

<意見内容>

これまでの総括原価方式の下での火力燃料の価格交渉努力について検証するとともに、今後に向けた目標値と行動計画を求めます。また、その交渉努力を先取りする形での原価反映を求めます。

<理由>

米国のシェールガス革命を契機に世界では天然ガスの価格が大きく下落する一方で、日本のLNG輸入価格は高止まりが続いています。調達の大半が原油価格連動方式の長期契約であるという事情があるとは言え、国民・消費者に対して公共的な責任を負い、産業界のリーダー的立場でもある電力会社には、この状況を打開して安価な燃料を調達する努力が求められるのは言うまでもありません。これまでの総括原価方式の中で、徹底した交渉努力が行われてきたかどうかを検証し、今後に向けた行動計画を求めます。東京電力時と同様に、その交渉努力を先取りする形での原価反映を求めます。

【人件費（健康保健料の負担割合）】

<意見内容>

総括原価方式の趣旨「事業に要する費用すべての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めること」から考えると、総括原価に算入する健康保険料の事業者負担割合は法定の50%とすることが適当と考えます。

<理由>

関西電力は56%（他産業平均）、九州電力は58.8%（公益企業平均と他産業平均の平均値）で申請されていますが、法定を上回る水準を公共料金として保証しなければならない理由を説明すべきです。

【人件費（人件費水準）】

<意見内容>

総括原価方式の趣旨「あるべき適正な費用」として、人件費にどのようなメルクマールを設定し、どのような要素で補正を加えていくのか、透明性・納得性のあるモデルを作るべきです。

<理由>

人件費について、一般電気事業供給約款料金審査要領では「賃金構造基本統計調査における常用労働者1,000人以上の企業平均を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する」とされています。しかし、今回の申請では、関西電力は「年齢・勤続年数」での補正を加え、九州電力では「勤続年数」での補正を加えています。総括原価方式の趣旨「あるべき適正な費用」として、人件費にどのようなメルクマールを設定し、どのような要素で補正を加えていくのか、透明性・納得性のあるモデルを作るべきです。電力会社の都合による場当たりの対応では納得感は得られません。

【人件費（役員給与）】

<意見内容>

地域独占の下で競争リスクを負わない電力会社の経営者に民間大企業並みの役員報酬を保証することが適切とは思えません。電力会社の負う公益性から考えると、例えば国会議員や中央官庁の幹部などとの比較の方が妥当性があると思います。

<理由>

役員給与について「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告（2012年3月）」では「必ずしも比較可能な統計が存在しない」とされていましたが、今回は人事院の「民間企業における役員報酬（給与）調査」が参考として提出され、関西電力4,100万円（17人分平均）、九州電力3,300万円（19人分平均）が申請されています。一般労働者の給与水準のメルクマールと経営者のそれは分けて考えるべきです。

【その他経費（普及開発関係費）】

<意見内容>

総括原価方式の趣旨「あるべき適正な費用」に該当する広報活動はどのようなものか、透明性・納得性のある基準を設けることを求めます。

<理由>

広報等に係る普及開発関係費は、関西電力88億円、九州電力27億円で申請されています。東京電力の25億円よりも多く、部門構成の違いを調整した資源エネルギー庁の試算では、関西電力は東京電力の実に7.5倍、九州電力は3.7倍のコストを算入しています。規制部門での地域独占が認められている電力会社において、これ程の広報費用が必要なのか妥当性が確認できません。審査要領では「公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める」とされていますが、公益的な目的の広報であれば電力会社に委ねるのではなく、むしろ政府が行うべきとも言えます。

【修繕費（スマートメーター関連）】

<意見内容>

スマートメーター導入に係る費用は修繕費ではなく設備投資として資産計上し、使用期間をふまえて償却していく方が適切ではないかと考えます。

<理由>

関西電力、九州電力ともにスマートメーターの使用期間を「20年以上（30年以上の耐久性を確認）」としているにも関わらず、導入費用は修繕費として処理されています。